

弘前市分別収集計画の改定について

1 弘前市分別収集計画の概要

(1) 分別収集計画について

分別収集計画とは、容器包装リサイクル法に基づき、市町村が、容器包装廃棄物の分別収集に関する計画を策定し、公表するとともに県へ提出することとされているもの。

(2) 本市における分別収集計画（以下、「計画」）について

- ・本市においては、令和5年4月から令和10年3月までを期間とする第10期計画を策定済みです。
- ・本市においては、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトルを対象としています。
- ・令和8年度からの開始を予定しているプラスチック資源の回収に向け、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集について、収集作業の効率、コスト、施設整備状況などを勘案し、市民にわかりやすくかつ効率的な分別・収集方法について検討していくことを盛り込んでいます。

2 計画の改定について

(1) 改定事項

- ① 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（6ページ）の一部を変更します。
- ② 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（7ページ）の一部を変更します。

→いずれも令和6年度から、市が収集する紙パック、ダンボールの運搬先の中間処理施設を民間の再資源化業者に変更する事に合わせ記載事項を変更するもの。

- ・令和7年度から、蛍光管、電池類（乾電池、ボタン電池、コイン電池）について、「有害ごみ」の区分を新たに設け、収集する予定。
- ・これにあたり、弘前地区環境整備センターの一時保管場所の不足が見込まれることから、市が収集する紙パック、ダンボールの運搬先を弘前地区環境整備センターから民間の再資源化業者へ変更し、一時保管場所を確保します。

(2) 改定事項の新旧対照

① 6 ページ（分別収集を実施する者に関する基本的な事項） （改定前）

容器包装 廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金 属	主としてスチール製の容器	かん	委託業者による定期回収	弘前地区環境整備事務組合が所管する資源化施設における処理
	主としてアルミ製の容器		委託業者による定期回収、町会や市民団体による集団回収	弘前地区環境整備事務組合が所管する資源化施設における処理、民間業者における処理
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	びん	委託業者による定期回収、町会や市民団体による集団回収	弘前地区環境整備事務組合が所管する資源化施設における処理、民間業者における処理
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙 類	主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック	委託業者による定期回収、町会や市民団体による集団回収	<u>弘前地区環境整備事務組合が所管する資源化施設における処理、</u> 民間業者における処理
	主として段ボール製の容器	ダンボール		
プ ラ ス チ ッ ク	主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	委託業者による定期回収 町会や市民団体による 集団回収	弘前地区環境整備事務組合が所管する資源化施設における処理

↓（次ページへ）

(改定後)

容器包装 廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金 属	主としてスチール製 の容器	かん	委託業者による定期回収	弘前地区環境整備事務 組合が所管する資源化 施設における処理
	主としてアルミ製 の容器		委託業者による定期回収、 町会や市民団体による 集団回収	弘前地区環境整備事務 組合が所管する資源化 施設における処理、 民間業者における処理
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	びん	委託業者による定期回収、 町会や市民団体による 集団回収	弘前地区環境整備事務 組合が所管する資源化 施設における処理、 民間業者における処理
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙 類	主として紙製の容器で あって飲料を充てんす るためのもの（原材料と してアルミニウムが利用 されているものを除く。）	紙パック	委託業者による定期回収、 町会や市民団体による 集団回収	<u>民間業者における処理</u>
	主として段ボール製 の容器	ダンボール		
プ ラ ス チ ッ ク	主としてポリエチレン テレフタレート（P E T）製の容器であって 飲料、しょうゆ等を充 てんするためのもの	ペットボトル	委託業者による定期回収 町会や市民団体による 集団回収	弘前地区環境整備事務 組合が所管する資源化 施設における処理

② 7ページ（分別収集の用に供する施設の整備に関する事項）
（改定前）

容器包装 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収 集 車	中間処理
主としてスチール製 の容器	かん	ごみ袋	パッカー車、 平ボディー トラック	選別・圧縮・ 保管施設 (<u>弘前地区 環境整備 センター</u>)
主としてアルミ製 の容器				
無色のガラス製容器	びん	ごみ袋		
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
主として紙製の容器であって 飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利 用されているものを除く。)	紙パック	ごみ袋		
主として段ボール製の容器	ダンボール	<u>ひもで縛る</u>		
主としてポリエチレンテレフ タレート（PET）製の容器で あって飲料、しょうゆ等を充て んするためのもの	ペット ボトル	ごみ袋		

↓（次ページへ）

(改定後)

容器包装 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収 集 車	中間処理
主としてスチール製の容器	かん	ごみ袋	パッカー車、 平ボディー トラック	選別・圧縮・ 保管施設 (弘前地区 環境整備 センター)
主としてアルミ製の容器				
無色のガラス製容器	びん	ごみ袋		
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペット ボトル	ごみ袋		選別・圧縮・ 保管施設 (弘前地区 環境整備 センター、 <u>民間業者</u>)
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	紙パック	ごみ袋		
主として段ボール製の容器	ダンボール	ひもで縛る、 <u>ダンボール、</u> <u>ごみ袋</u>		

記載順を入れ替え

記載順を入れ替え

(3) 改定に係るスケジュール

令和6年2月 計画改訂の決裁、市政推進会議報告

令和6年3月 改定計画公表